

選挙公報の手引

東温市選挙管理委員会

1 概要

令和6年10月27日執行予定の東温市長選挙及び東温市議会議員選挙では、国政選挙や県選挙と同様に、候補者の「氏名」「経歴」「政見等」を掲載した選挙公報を発行し、各世帯に配布することとしております。

つきましては、各候補者が、選挙公報の原稿を作成する上での注意事項等をまとめましたので、掲載を希望する候補者は、本手引書の内容を十分ご確認ください、適切に掲載申請を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

2 掲載申請

選挙公報に「氏名」「経歴」「政見等」の掲載を受けようとするときは、選挙管理委員会に掲載申請を行う必要があります。掲載申請に必要な書類は、以下のとおりです。

＜必要書類＞	
○ 選挙公報掲載申請書	1 通
○ 選挙公報掲載文原稿用紙	2 通
○ 写真	2 枚

3 日程等

	日 時	場 所
事前審査	令和6年10月8日（火） 予備日：10月9日（水）	東温市役所4階大会議室
申請受付	令和6年10月20日（日） 午前8時30分から午後5時まで	東温市役所4階大会議室

※選挙公報の事前審査は、**届出書類等の事前審査と合わせて行います。**

※事前審査の際に不備等がなければ、原稿用紙（1通）と写真（1枚）は、選挙管理委員会でお預かりし、残りの書類（申請書等）は、封かんのうえ、候補者に返却します。
返却した書類は、封かんしたまま、告示日に届出書類等と一緒にご持参ください。
なお、お預かりした原稿等は、随時、印刷業者に持ち込む予定です。（製版のため）

4 提出書類の作成要領

(1) 選挙公報掲載申請書（様式第1号）

<共通事項>

- 選挙管理委員会が交付する申請書を使用してください。
また、市ホームページからもダウンロードできます。

<項目別事項>

①「候補者住所」欄

立候補届出書の「住所」欄と一致させてください（都道府県名から記載）。

②「候補者氏名」欄

立候補届出書の「氏名」欄と一致させてください。

また、立候補届出書に押印した印鑑を押印してください。

③「連絡先」欄

原稿に訂正が必要な場合等、選挙管理委員会から連絡する際に使用しますので、原稿の内容について答えられる方で、かつ、日中に連絡可能な方を記入してください。

※住所欄は、市区町村名からで構いません。

※電話番号欄は、特別な事情がない限り、携帯電話番号を記入してください。

(2) 選挙公報掲載文原稿用紙（様式第2号）

<共通事項>

- 選挙管理委員会が交付する原稿用紙を必ず使用してください。
- 選挙公報は、提出された原稿をそのまま写真製版により印刷します。原稿をそのまま印刷しますので、破損又は汚損しないよう十分注意してください。
- 選挙公報は、候補者数によって1区画当たりの大きさを決定します。（それに合わせて印刷する記事の大きさを調整することがあります。）
- 記事は、ペン字や活字作成した原稿等で、黒色の色素により、色の濃淡無く、それぞれ枠内に記載してください。（鉛筆は不可）
- 図画、図表、イラストレーション等を記載する場合、これらの面積の合計は、原稿用紙の掲載文欄の面積の半分以下としてください。

<項目別事項>

①「選挙名」欄

東温市長選挙又は東温市議会議員選挙と記入してください。

②「候補者氏名」欄

立候補届出書の「氏名」欄と一致させてください。

③「公報担当者」欄

原稿に訂正が必要な場合等、選挙管理委員会から連絡する際に使用しますので、原則として選挙公報掲載申請書（様式第1号）の「連絡先」欄に記載した方と同じ方の情報を記入してください。

④「写真」欄【市長選挙：縦40mm×横35mm、市議会議員選挙：縦40mm×横35mm】

空欄のままとしてください。後ほど、選挙管理委員会が各候補者から提出いただいた写真を貼付します。

⑤「氏名」欄【市長選挙：縦120mm×横35mm、市議会議員選挙：縦80mm×横35mm】

立候補届出書の「氏名」と一致させてください。

なお、通称の認定を申請する候補者は、通称名（呼称）を記載してください。

また、氏名以外に「ふり仮名」「住所」「職業」「所属党派名」「年齢」「生年月日」を記載することができますが、それ以外は記載することができません。

（記入例）

〇〇党公認	東温市見奈良
とうおん	はなこ
東温	花子
〇〇会社役員（五十歳）	

⑥「掲載文」欄【市長選挙：縦160mm×横204mm、市議会議員選挙：縦120mm×横243mm】

掲載内容は、原則として自由です。

ただし、他人の名誉を傷つけたり、善良な風俗を害したり、特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をしたりする等、選挙公報の品位を損なう記載をしてはいけません。また、候補者の身分、職業、経歴等について虚偽の内容を掲載した場合には、公職選挙法第235条（虚偽事項の公表）により罰せられる可能性がありますので、十分注意してください。

(3) 写真

①写真サイズ等

サイズ	縦40mm×横35mm（手札型）
種 類	白黒写真（カラー写真でも可）
ポーズ	無帽、正面向き上半身、無背景
枚 数	2枚

②選挙期日から6ヶ月以内（令和6年4月27日以降）に撮影したものに限りです。

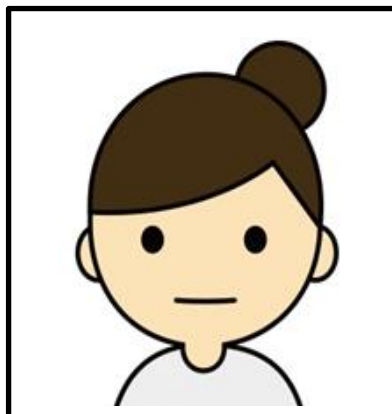
③写真の裏面に「党派等」、「候補者氏名」及び「撮影年月日」を記入の上、封筒に入れて提出してください。なお、氏名等の記入に当たっては、ペン先の柔らかいものを使用し、裏面の字が表面に浮き出ることのないようにしてください。

④印画紙は、絹目調のものではなく、光沢のあるものを使用してください。

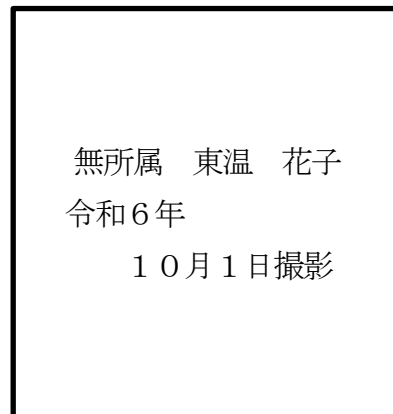
⑤網掛けの処理は行わないでください。

⑥写真は、原稿用紙に貼りつけないでください。

（表）



（裏）



5 その他

(1) 掲載申請書の撤回、掲載文の修正、写真の取り替え

告示日に選挙公報掲載申請書を受理した後、提出した選挙公報掲載申請を撤回し、又は掲載文の修正や写真の取り替え等を行う場合には、令和6年10月20日（日）午後5時までに、次の書類により申請してください。

なお、印刷から各世帯への配布スケジュールが非常に短いことから、真にやむを得ない場合を除き、原稿の修正や差し替え等を行わないよう、ご協力をお願いいたします。

また、締切時間を経過した後は、直ちに印刷に取りかかりますので、修正等は一切できません。

内 容	提出する書類
掲載申請の撤回	○ 選挙公報掲載申請取下げ書・・・・・・・・1通
掲載申請の修正	○ 選挙公報掲載文修正申請書・・・・・・・・1通 ○ 選挙公報掲載文原稿用紙・・・・・・・・2通
写真の取り替え	○ 選挙公報掲載文修正申請書・・・・・・・・1通 ○ 写真・・・・・・・・・・・・・・・・2枚

(2) 選挙公報の掲載順序を決定するくじの実施場所及び日時

選挙公報の掲載順序は、選挙管理委員会がくじで決定します。

くじは告示日に以下の日時・場所で行いますので、立会いを希望される場合は、開始5分前までに所定の場所へお越しください。（各陣営1名まで）

場 所	日 時
東温市見奈良530番地1 東温市役所3階 応接室	令和6年10月20日（日） 午後5時30分（予定）